

# 平成 22 年条例予算特別委員会

## ○木村委員

子ども医療費問題に関連して、自民党に、小学6年生までの入院費を無料化する修正案の提出に至った経過を尋ねる。

## ○今林ひであき

市長が、平成 18 年の市長公約及び 22 年度市政運営方針において、日本一子育てしやすいまちづくりと言ったことに対して、素晴らしい施策の一つと考えている。それ自体に共感を覚えるが、入院費無料化の内容が小学3年生までとしたことに、疑問を感じた。市の代表質疑や補足質疑の答弁を詳細に分析し、当局に幾つもの資料要求をした。資料の提出がおくれて非常に困ったが、わかる範囲での結果、今回の小学3年生までの拡大は、次世代アンケートによるニーズ、本市の財政状況、医療費の無料化にはいろいろな考え方として、いろいろなバージョンがあることがわかった。ニーズについては、市の根拠である次世代育成支援のアンケート調査で、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」に 50.3%回答したのは、小学6年生までの保護者であり、このアンケート結果は小学3年生までの拡大の根拠にはなり得ないと考えた。また、医師会を初めいろいろな方々から、現状では適切な医療が受けられないという不安や心配があるとの意見が数多く寄せられていることも事実である。次に、本市の財政状況について、県費補助金の増額分1億 2,000 万円ほどを充てるとあったが、県費補助の不公平さは残ったままであることに不満を持った。市長案により小学3年生まで拡大すれば、県から裕福な市と見られ、今後とも改善が見込めないことになるのでおかしいと思っている。県への見直し要求と、本市の独自予算の助成の拡大は、全く別に考えていく必要があると思っている。子どもの医療費助成の拡大は、裕福で余裕があるから行うものではなく、真に市民のために必要であると、子育て日本一を実現するために、その必要性を判断して行うべきであるという信念に達した。他都市の状況等を見ると、将来的には中学3年生までも視野に入れた対応が必要と考えるが、今回は小学6年生まで入院費の無料化を拡大するという考えに達した。

## ○木村委員

事前の資料要求や説明等が不十分であったという不満を述べられているが、それはあったのかなという気もする。中学3年生までの所得制限を設けると当初言われていたような気もするが、その所得制限をなくして小学6年生までとした経過を尋ねる。

○今林ひであき

公の立場で中学3年生まで拡大すると言ったことは一度もない。

○木村委員

小学6年生までとすることで、それに係る予算総額は幾らか。

○今林ひであき

当局から試算等について提出されると思うが、市当局の資料によると、平年ベースで2億8,600万円程度と聞いている。

○木村委員

その財源の確保はどのように考えているか。

○今林ひであき

市長が予算措置をすべきということで、市長の予算編成権、執行権に配慮して行われたいと思うが、我が会派で検討した結果について述べる。今回の提案分では、市長案と比べて新たに必要となる経費は、約1億6,000万円と思う。財源を答える前に、基本的な考え方として、市長は子ども医療費の無料化の拡大について、小学3年生、小学6年生という形でふやしていくことを、財源がなければしないということは、非常に悲しいことと思う。市長を支える社民党から財源の質問をされるのは、市長の子育て日本一は何だったんだろうかと思っている。財源を議論する前に、市としての必要性、使命が必要ではないかと思っている。拡大は逆に財源がなければしないということは、拡大をしないと宣言しているように聞こえる。財源の根拠については、入院の医療費について、市から資料ではゼロ～4歳の入院率について100人に対して2.37人、5～9歳は100人に対して0.45人で、約6分の1に急激に減少する。さらに、市の乳幼児医療予算は、21年度29億円であり、22年度32億円と大幅に3億円ほど変動している。今回の拡大により必要とする額は、小学3年生までで1億4,000万円、小学6年生まででさらに1億4,600万円、合わせて2億8,000万円になるが、この予算額は32億円の大体1割にも満たない額になる。さらに、この乳幼児医療については、2月補正予算として、19年度4億7,000万円、20年度3億8,000万円、21年度2億2,000万円組まれているが、最終的に予算が要らない不用額が、19年度1億6,000万円、20年度1億1,000万円発生している。予算の精査を行

えば、十分、子ども医療については対応が可能というのが一般的な考え方である。また、大きな話として、子ども育成費の不用額は毎年10億円以上が発生している。そういった状況で、市として精査すれば扶助費は、もともと億単位で変化し、補正も随時行っている。例えば、不況による影響により、扶助費である生活保護費が99億円増額補正したように、そういう経済状況の変化によっても補正する。また、例えば新型インフルエンザがふえれば入院患者もふえて、子ども医療費も増額することで、扶助費に対して公共財源というのはなかなか当てはめるのが非常に難しい話である。毎年、扶助費は増額していく要素があることを伝えたいと思う。

## ○木村委員

予算の精査等で、行革や職員定数の減等から予算を充ててはいけないという主張を持っている。そういう点から、共産党には質問していないけれども、ここでひとり言を言うと、西日本新聞の記事にあるように、万が一共産党案が通らなくて、その後、共産党が自民党案に乗るということは、予算の確保の点からいって、筋に合わないとの感想を言って終わる。

(修正案に対する質疑)

## ○阿部(正)委員

民主・市民クラブは、市長が提案した入院医療費の助成を就学前から小学校3年生まで拡大する議案第61号福岡市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例案を支持し、自民党福岡市議団の修正案に対し質問する。そもそも本市の乳幼児医療費助成制度は、昭和48年6月、県に先駆けてスタートしたもので、子育て世代の経済的な負担を軽くし、安心して生み育てられる環境整備の一環であるとの基本的な考え方は、議員各位の意見の一致するところと思う。厳しい財政状況の中、最近まで県の補助を受けず、子育て世代の経済的支援を継続してきた当局や議会の努力に対し、敬意を払うものである。市長案に関連し、公明党福岡市議団・日本共産党福岡市議団両会派からの代表質問や、みらい福岡市議団の補足質疑に対して、市長は、小学生を持つ親のニーズや本市の財政状況を踏まえ、小学校3年生までの入院医療費を無料とすると答弁している。本制度は、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して生み育てられる環境を整備するという、まさしく市長が推進する子育て支援施策の大きな柱である。また、その財源については、さきの補足質疑の中で、平成20年10月に県が通院の補助対象年齢を3歳未満から小学校就学前まで拡大したことに伴い、本市への県補助金が増加することにより一般財源負担の軽減が図られたと答弁している。確かな財源の裏づけに伴う対象拡大が、我が会派が市長案を支持する最大の根拠であると申し述べておく。自民党福岡市議団より提出された修正案について、問題点を指摘し、疑問点について質問する。まず、本制度の目的と助成範囲の推移について、保健福祉局に尋ねる。

## △保健福祉局長

本制度の目的は、乳幼児の保健の向上を図り、もって乳幼児を健やかに育成することである。これまでの助成範囲の推移については、昭和48年6月の発足当初は入院、通院ともに3歳未満を対象とし、初診料・往診料を除く自己負担相当額を助成する制度であったが、平成12年10月に対象年齢を入院は小学校就学前、通院は4歳未満に拡大、平成18年4月に通院の対象年齢の経過措置を設け小学校就学前まで順次拡大、平成19年1月に3歳未満は初診料・往診料の自己負担をなくして無料化、平成19年8月から通院の対象年齢の経過措置を撤廃し小学校就学前に一斉拡大するとともに、3歳以上の初診料・往診料の自己負担をなくして無料化を実現した。

## ○阿部(正)委員

次に、自民党に尋ねる。当初、対象を中学校3年生までの所得制限つき償還払いでの提案が準備されていたようだが、対象が小学校6年生までとなり、所得制限が外され、現物給付となったこと等を含め、修正案の趣旨を説明されたい。

## ○今林ひであき

今の質問に対して、実際そのようなことを言っていないので、答弁のしようがない。

## ○阿部(正)委員

それでは、修正案の趣旨だけ尋ねる。

## ○今林ひであき

提案説明でも述べたとおりである。

## ○阿部(正)委員

個人負担のない無償とした理由は何か。

## ○今林ひであき

無償という言葉がわかりかねるが、自己負担がないということか。自己負担を設けるかについては、社会保障である医療保険制度における相互扶助としての受益者負担の考え方について、立案過程で検討を行ったが、入院の場合は保護者の経済的負担が大きいことから、受益者負担よりも将来を担う子どもの健康を優先すべきと考えたものである。

## ○阿部(正)委員

先般、みらい福岡市議団の補足質疑の中で、拡大する子ども医療においては、最低限の自己負担が必要との考えから、所得制限や自己負担の導入について質問された。これはいわゆる受益者負担に係る考え方である。平成20年3月議会での留守家庭子ども会事業の有料化継続か無料化かの議論において、この受益者負担の考え方が議会を二分する大きな争点であったことは記憶に新しいが、みらい福岡市議団の受益者負担に対する考え方は当時から一貫しており、本件に対する同会派の態度表明の根拠の一つであろうと推測している。自民党に尋ねるが、これまで貴会派が主張してきた受益者負担に対する考え方と、修正案において自己負担がない点の整合性はどうか。

## ○富永委員

留守家庭子ども会は、同会を利用する子どものみを対象としており、しかも留守家庭子ども会に子どもを預けることが保護者の収入につながるとして受益者負担を求めたが、今回の医療費助成は、子ども全員に対する助成であり、だれがいつどこで病気になるかわからないことから、受益者負担は求めないとしたものである。

## ○阿部(正)委員

修正案については財源も不明確であり、手続や進め方に無理がある。修正案は、小学校6年生までの拡大について、準備や財源措置のため施行日を公布の日から起算して10月を越えない範囲内で附則で定めるとしており、運営理事会での提案理由の説明では、平成23年1月に施行した場合は、市長の当初予算の範囲内でおさまるとして、22年度の財政措置は不用であるとの説明がなされた。市長案の施行日は9月1日だが、修正案が最大で平成23年1月末ごろとなれば、市長案より5カ月も先送りとなり、今回市長案で対象となる小学校1～3年生の子どもたちへの助成が最大で5カ月もおくれるのではないか。市当局と予算の増額修正について、事前の調整を行ったのか。

## ○今林ひであき

まず、施行日を公布の日から10月以内としたことで、最悪の場合、施行が平成23年1月となるが、準備等の作業が間に合えば当然9月からの実施となり、不用に延ばしていることは全くないが、市長の予算編成権と執行権に配慮し、予算が必要であれば補正を組む機会を12月議会まで与えるということである。加えて、9月実施の場合、本年度予算は8,700万円ほど増額が発生すると試算しているが、この財源については、20年度の健康保険法改正により、入院医療費の本来の助成額と積算額の差額2億5,000万円程度が生じており、増額分についてはこの範囲で十分対応可能であるが、今後市当局と調整をしていきたい。また、市当局との事前調整を行ったかについてだが、修正案は議員提案とは違い、市長が条例を送付した2月17日以降に検討を始めることになるが、我々も今回の子ども医療費の無料化をマスコミ情報で知ることになり、市に対して不信感を持ちつつも、限られた時間で真摯に対応するよう努力してきた。経過については、市長もさまざまな考え方がありと補足質疑で答弁しているが、我が会派においても、小学校3年生まで、小学校6年生まで、あるいは中学校3年生まで、また共産党が言うように通院費等についてなど、さまざまな考え方を検討する必要があるということで、市当局に資料や説明を求めたが、資料の提出が遅く内容の精査にも欠くこともあった。例えば、先ほど述べた健康保険法の改正による影響について説明を求めても、また、高学年になるほど入院率が下がるにもかかわらず入院医療費の助成額が小学校6年生は3年生の倍以上高い1億4,600万円と試算されていることについても、明確な回答をもらえない状況であった。さまざまな考え方で検討していれば、事前調整も早く済むと思うが、提出された資料を見ると、市当局は、最初から小学校3年生ありきで進んでいるのではと感じるような対応であった。

## ○阿部(正)委員

今の答弁では、当局側の不備も指摘されており、事前調整まで行われていないと理解する。次に、なぜこの時期の修正案の提出なのか。

## ○今林ひであき

提案説明の中で述べており、趣旨を酌み取ってほしい。